

県南広域振興局長告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年12月16日

県南広域振興局長 永井 榮一

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371200288	社会福祉法人協同光陽会	あっぷるホーム指定訪問介護事業所	奥州市江刺玉里字青篠2番地1	令和4年12月31日